

京都市告示第311号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年8月17日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社サンセッション	障害児相談支援事業	フレーム 2670600127	京都府京都市左京区 上高野上荒蒔町10 -2 SAMSQUA RE宝ヶ池T102	令和4年 7月15日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)